

○村中企画官 定刻になりましたので、第254回「社会保障審議会介護給付費分科会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、こちらの会場とオンライン会議を活用しての開催とさせていただき、動画配信システムでのライブ配信により公開いたします。

まず、本日の委員の出席状況ですが、今井委員、大石委員より、御欠席の連絡をいただいております。

また、御欠席の大石委員に代わり新田参考人に御出席いただいております。

以上により、本日は23名の委員に御出席いただいておりますので、社会保障審議会介護給付費分科会として成立することを御報告いたします。

なお、公務等の都合により、介護保険計画課長、介護保険指導室長、認知症総合戦略企画官は欠席となりますので、併せて御報告申し上げます。

次に「科学的介護情報システム（LIFE）のあり方」検討会から3名参考人として御参加いただいておりますので御紹介させていただきます。

東京都健康長寿医療研究センター、理事長兼センター長、秋下参考人。

国立長寿医療研究センター研究所、老年学・社会科学研究センター、センター長、島田参考人。

国立長寿医療研究センター研究所、老年学・社会科学研究センター予防老年学研究部、研究員、松田参考人でございます。

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

事前に送付しております資料を御覧ください。同様の資料をホームページに掲載してございます。

会議の運営は、これまでと同様、オンラインで出席の委員の皆様におかれましては、御発言する際には「リアクション」から「手を挙げる」をクリックし、分科会長の御指名を受けてから発言いただくようお願いいたします。

それでは、以降の進行は田辺分科会長をお願いいたします。

○田辺分科会長 それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、議題の1として「令和8年度介護事業経営実態調査の実施について」。

議題の2として「科学的介護情報システム（LIFE）について」。こちらは御報告でございます。

この2つについての御議論、報告を行います。

まず、議題1の「令和8年度介護事業経営実態調査の実施について」、事務局のほうより資料の御説明をお願いいたします。

では、よろしく申し上げます。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

令和8年度介護事業経営実態調査の実施案について、御説明をさせていただきます。

資料1の「令和8年度介護事業経営実態調査の実施について（案）」を御覧ください。

右肩にありますとおり、1月の末に経営調査委員会で検討いただいた結果を分科会に御報告させていただくものでございます。

まず「1 調査の目的」ですが、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的としております。

今回の調査は、令和9年度介護報酬改定に向けた基礎資料となる重要な調査でございます。

「2 調査時期及び公表時期」ですが、まず、調査時期につきましては、5月に調査票を配付し、直近の経営状況として、令和7年度の決算額を把握することとしております。

公表時期については、通常秋頃に公表しており、今回の調査結果についても、本年10月頃に経営調査委員会に報告し、その後、分科会に御報告することを予定しております。

「3 調査対象等」でございますが、調査対象サービスは、居宅療養管理指導及び短期入所療養介護を除く全ての介護保険サービスを対象に実施することとしております。

抽出方法は、これまでの調査と同様、サービスごとに地域区分別、利用者の階級別などで層を設定し、各層の中で無作為抽出を行う、層化無作為抽出法によることとしております。

抽出率については、少し飛びますけれども、資料の8ページを御覧いただければと思います。

これまでの調査と同様の制度を確保できるよう設定をしており、訪問介護以外のサービスについては、令和5年度の実調と同じ抽出率としております。

訪問介護につきましては、事業所数が多いものの、有効回答率が全体平均を下回っており、より多くサンプル数を確保するため、予算との兼ね合いも踏まえまして、抽出率を10分の1から8分の1に引き上げてはどうかと考えてございます。

留意点といたしまして、2つ目の星のところに記載のとおり、本調査は、政府統計となりますので、総務大臣の承認を受ける必要があります、その審査の過程で抽出率などの調査事項の変更があることについて、御承知おきいただければと思います。

再度1ページにお戻りいただければと思います。

1ページの一番下「調査項目」については、収支の状況とともに、支出項目の按分等に必要となる情報として、サービス提供の状況や、居室の面積といった、居室・設備等の状況などを調査することとしております。

続きまして、2ページを御覧ください。

「4 調査基本方針」についてまとめております。

まず「(1) 調査票について」ですが、各サービスの収支を漏れなく把握することがで

きるよう、今年度実施をいたしました令和7年度介護事業経営概況調査の調査項目を基本としつつ、必要な見直しを行うこととしております。

まず、1点目でございますけれども、食事の提供に関する項目でございます。介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の介護保険3施設の調査票において、近年の物価高騰を踏まえ、より精緻に食費を把握できるよう、食費に計上される食事提供回数を把握する調査項目を追加してはどうかと考えてございます。

2点目は、訪問系サービス及び通所系サービスにおける訪問状況に関する項目でございます。

令和7年度概況調査では、訪問系サービスにおけるサービス提供の状況として、訪問回数におけるサービス付き高齢者住宅等に居住する方への訪問回数の占める割合や、訪問に係る移動手段及び移動時間を把握するための調査項目を追加したところでございます。

令和8年度実調においても、これらの調査項目を反映することとし、反映に当たっては、訪問回数におけるサービス付き高齢者向け住宅等に居住する方への訪問回数をより精緻に把握できるよう見直してはどうかと考えてございます。

また、通所系サービスについても同様の調査項目を追加してはどうかと考えてございます。

3点目、介護テクノロジーの導入状況に関する項目でございます。

令和7年度概況調査では、介護ロボットやICT等の介護テクノロジーの導入状況や、保守・点検等のランニングコストを把握するための調査項目を追加したところです。

令和8年度実調においても、これらの調査項目を反映することとし、反映に当たっては、介護テクノロジーの機器別に保守・点検等のランニングコストを把握できるよう見直してはどうかと考えてございます。

4点目は、介護保険事業費補助金に関する項目です。

介護職員の処遇の改善に係る補助金について、令和6年度補正予算及び令和7年度補正予算で措置されたところです。

また、令和7年度補正予算では、介護サービスの継続支援に係る補助金についても措置されたところであり、これらの補助金による収入が令和7年度に入ってくるため、これらの補助金の効果を踏まえた分析ができるよう、補助金の収入額を記載いただく項目を追加してはどうかと考えてございます。

続いて「(2)回収率及び有効回答率の確保策」についてでございます。

実調及び概況調査の有効回答率を、3ページ一番下に参考として記載をしておりますけれども、直近では5割を若干下回っている状況でございます。

このため、回収率及び有効回答率の向上が課題であり、引き続きあらゆる取組を実施してまいります。

まず「マル1 既存情報の活用」でございます。

介護保険総合データベースを活用することにより、全国の施設・事業所の直近の活動状

況を把握できることから、休廃止した施設・事業所への調査票の配付を減らすことが可能となります。

3ページに行ってくださいまして、次に「マル2 建物の状況や面積のプレプリント対応」でございます。

こちらは、記入者負担を軽減する観点ということでございますけれども、これまでの調査で調査対象となり、回答をいただいた施設、事業所については、変わる可能性の低い建物状況や、面積などを事前にプレプリントする対応を行います。

次に「マル3 オンライン調査の促進」でございます。

直近の令和7年度概況調査で見ますと、回収した調査票の8割強がオンラインによる提出となっております。

また、電子調査票をダウンロードした施設事業所の約8割に回答いただいていることから、電子調査票の利便性を高め、記入者負担の軽減を図るなど、引き続きオンライン調査の積極的な活用を推奨してまいります。

次に「マル4 一括送付の仕組み」でございます。

法人本部が関与することにより、回収率や記載内容の正確性が向上することから、希望する法人については、法人本部に対して、法人の中の調査対象となった施設事業所の調査票を一括で送付する対応を行っております。

一括送付した施設・事業所の回収率は8割弱となっていることから、オンライン調査の促進と併せて、引き続き活用してまいります。

最後に「マル5 その他」でございます。

調査票発送時にアンケートを同封させていただきまして、回答が難しい点などを把握することで、今後の調査に改善できる点は改善していきたいと考えてございます。

また、調査票の提出意欲を喚起するため、電子調査票に所定の項目を入力いただくと、経営分析の参考となる指標が得られる計算式を組み込むといった取組を引き続き実施してまいります。

4ページ目から7ページ目については、介護老人福祉施設の調査票を例としまして、具体的な調査項目について、過去の調査票との比較を行った表になってございます。

以上が資料1についての説明になります。

続きまして、資料1-1以降が具体的な調査票になります。

資料1-1から1-5の5種類がございまして、資料1-1が介護老人福祉施設、資料1-2が介護老人保健施設、資料1-3が介護医療院、資料1-4と1-5は、居宅サービス向けの調査票となっております。

調査票の変更点について御説明をさせていただきます。

まず、資料1-1を御覧ください。

令和7年度概況調査からの変更点について、赤字で記載をさせていただきます。

2ページを御覧いただければと思います。

まず、食事の関係でございますけれども、より精緻に食費を把握できるよう、介護老人福祉施設の在居者に対する延べ食事提供回数を記載する項目を追加させていただいております。

3 ページを御覧ください。

導入いただいている介護テクノロジーの令和7年度決算における保守・点検等のランニングコストを機器別に記載いただくよう見直しをしております。

なお、同一の企業と複数の企業を一括して契約いただいでいて、機器別に金額を記載することが難しい場合には、合計欄にまとめて記載いただくこととし、漏れがないようにしております。

4 ページを御覧ください。

併設サービスなど、一体的に会計を行っているサービスについても、費用の按分で必要となる利用者に対する延べ食事提供回数を記載いただく項目を追加してございます。

また、通所介護などの通所系サービスについて、これまで延べ利用者数を記載いただいでおりましたけれども、より正確性を期す観点から延べ利用回数を記載いただくことに変更してございます。

8 ページ目までお進みいただければと思います。

令和7年度決算における事業収入を記載いただく項目に、介護保険事業費補助金による収入として、令和6年度補正予算で措置した介護人材確保・職場環境改善等事業分、また、令和7年度補正予算で措置しました介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業分、サービス継続支援に係る補助金分の金額を記載いただく欄を追加してございます。

介護老人保健施設、介護医療院の調査票にも同様の修正をさせていただいております。続いて、居宅サービスについての修正点ということで、資料1-4を御覧ください。

3 ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、訪問介護事業所の方が回答いただく項目になりますけれども、延べ訪問回数のうち、サービス付き高齢者向け住宅等に居住する方への延べ訪問回数を記載いただく項目を追加しております。

令和7年度概況調査では、単に延べ訪問回数にサ高住等の占める割合を聞いておりましたけれども、より精緻に分析ができるように修正をしたものでございます。

他の訪問系サービスについても、同様の修正をさせていただいております。

続いて、5 ページを御覧ください。

こちらは、通所介護事業所の方が回答する項目になりますけれども、通所系サービスについても、延べ利用回数のうち、サ高住等に居住する方の延べ利用回数を記載いただく項目を追加しております。また、送迎にかかった時間を把握することとしております。

他の通所系サービスについても、同様の修正をさせていただいております。

その他の修正点につきましては、先ほど御説明をいたしました、介護老人福祉施設の調査票と同様の修正ということでございます。

資料の説明については以上でございます。

○田辺分科会長 御説明のほう、ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のございました事項について、御意見、それから御質問等ございましたら、発言のほうをよろしくお願ひいたします。

では、志田委員、よろしくお願ひします。

○志田委員 ありがとうございます。認知症の人と家族の会の志田でございます。

資料1につきまして、2点、発言をさせていただきます。

まず、1点目です。介護事業経営実態調査について、施設系サービスの食事提供回数を新たに調査するのは、物価高騰を踏まえた利用者1人当たりの食費を精緻に把握するための御説明をいただいております。

食費に関連して、1つ質問がございます。

2月に入り、北海道、栃木、滋賀、島根などの介護施設及び事業所でノロウイルスによる食中毒の報道が相次いでいます。

施設などに入所している利用者にとって食事は重要であるとともに、暮らしの中で大きな楽しみでもあります。中にはお亡くなりになった利用者もいるそうで、とても心が痛むところです。

報道を見ますと、セントラルキッチンなど、配食センターに委託しているため、被害が大きくなっているとも思います。被害規模の拡大傾向を踏まえ、厚生労働省で、これらの介護施設、事業所の事件について、原因究明、対策などの取組があるようでしたら、教えていただきたいと存じます。

2点目です。

訪問系サービスには訪問先の状況や、訪問に関わる移動手段及び移動時間を把握するための調査項目があります。

2025年の概況調査では、回答する事業所が少ないこともあり、特段の傾向は見られない結果だったとのことでした。

しかし、特に訪問介護は3年連続で、倒産件数が過去最多と、民間調査会社のレポートで指摘されています。基本報酬の引下げも大きな原因と言われていています。

そのような状況の中、ホームヘルパーの有効求人倍率は14倍を超えるという異様な高さが続いています。

認知症の本人や家族にとって、訪問介護、ホームヘルパーは在宅介護に欠かせない支えです。訪問介護事業所の経営については、厚生労働者からは、訪問回数別の収支差率を出していると教えていただきました。

しかし、それでは、私たちは、訪問介護事業所の実情が分かりません。企業については、5人、30人、50人など、従業員数による区分があります。

訪問介護で倒産が多いのは、小規模事業所だとも聞いております。規模別に経営実態が把握できる調査をすることはできないのでしょうか。御回答をいただけるようでしたら、

ぜひ御説明をお願いいたします。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

2点ほど御質問がございましたので、回答のほうをお願いします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

まず、1点目、食中毒についての御質問でございました。

すみません、現時点で委託のところが多いのかといったことも含めて、手元にデータを持ち合わせておりませんが、御指摘いただいた安全に食事を提供するということは、非常に重要な観点でございますので、必要なデータの収集を含め、検討をさせていただきたいと思っております。

2点目の規模別のデータが把握できないのかということでございますけれども、まさに、訪問介護を含めまして、どれぐらいの訪問をいただいている回数のある事業所なのかといったこと別の集計というものをさせていただいております。その他の観点も含めまして、前回の概況調査よりも数を増やして調査をしていくということでございますので、しっかり御指摘をいただいたような点が把握できるように調査を進めてまいりたいと考えてございます。

○田辺分科会長 では、新田参考人、よろしくをお願いいたします。

○新田参考人 ありがとうございます。

本日は、大石知事が公務により参加できないため、長崎県福祉保健部長の新田が参考人として出席をさせていただいております。

議題1の資料1について、1点、御意見を申し上げます。

次期介護報酬改定に当たり、本調査の結果は極めて重要なデータであり、現場の実態を的確に反映した正確な状況把握が必要であると考えております。

特に訪問介護につきましては、本分科会や介護保険部会においても、今回の調査票の見直しのとおり、集合住宅と一般住宅、都市部と過疎地での移動時間の違いなど、サービスの提供先や、地域特性によって経営構造が大きく異なることから、より精緻な調査が必要であると指摘されてきたところです。

報酬改定の重要な基礎資料となる本調査ですが、資料に記載のとおり、前回の有効回答率は48.3%と5割を下回っております。調査に回答する余裕がないなどの理由で、回答が一定の体力を有する事業者に偏っている可能性もあり、正確な実態把握を行うためには、事業所規模などの経営実態を問わず、できるだけ多くの事業者へ回答をいただく必要があります。

そのため、調査の実施に当たりましては、国、都道府県、市町村、関係団体による事業者への呼びかけを、これまで以上に充実させるなど、回答率の向上に向けた取組を一層強化する必要があると考えます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、長内委員、よろしく願いいたします。

○長内委員 田辺分科会長、ありがとうございます。

経営実態調査の実施について、意見を申し上げます。

先ほどの委員さんもおっしゃられていましたが、訪問サービスについては、前回の報酬改定時において、経営実態調査結果における収支差率が高いことを理由に、基本報酬の減額が行われたと認識しております。

その後、本分科会において、同じ訪問介護という業態の中でも、収益性の低い小規模事業者の経営実態が、収益性の高い大規模事業者の経営実態に吸収され、訪問サービス全体として高い収支差率が出たのではないかという指摘もありました。

今回の実態調査においても前回と同様に、訪問サービスとして、ひとくくりに収支差率を公表した場合、収益性の低い小規模事業者の経営実態が調査結果に反映されないことが危惧されます。

また、前回の調査では、業態にかかわらず訪問サービスの収支差率が高いとされていながらも、小規模零細事業者を中心に訪問サービス事業者の倒産数が、前回改定以降、複数年ですね、2年連続で最多を記録しているという実態を踏まえますと、前回と同様のアウトプットを行う場合、調査結果と実態の乖離が生じるのではないかと、非常に懸念するところであります。

今回の実態調査の分析をする際には、例えば、大規模事業者と小規模事業者の調査結果を訪問サービスとしてひとくくりにすることを避けるなど、訪問サービスの実態が確実に反映されたものとなるよう、サービスの実態に即したアウトプットの仕方を工夫していただきたいと思います。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

では、石田委員、よろしく願いいたします。

○石田委員 よろしく願いいたします。

今まで各委員の皆様のおかげからあったように、介護事業経営実態調査の中身について、大きな数字の中に細かな状況が飲み込まれてしまって、本当の実態がなかなか反映されていないのではないかということを常に懸念しております。

今回、資料1にあります令和8年度の調査ですけれども、調査の基本方針によれば、「今回、令和7年度の概況調査を基本にして必要な見直しをする」とありますが、今回のこの見直しについて、特に訪問系、通所系のサービス提供に関して、新たに訪問回数をはじめ、訪問先の状況について精緻に把握するということが提案されているものが幾つかあります。

資料の1-4あるいは資料の1-5にあります居宅サービス、地域密着型サービスにおける訪問介護や通所介護において、サービス付き高齢者向け住宅あるいは有料老人ホームについて、延べ訪問回数を提出するようになっております。これらを調査することによっ

て、どのくらいの実態が表れてくるのか、どのような見込みがあるのか、先ほどありましたように、小規模事業所などが戸別の住宅を一軒ずつ訪問する訪問介護と、この集住型の同一建物内における訪問介護との違いが、どのくらい出るのか、これについて、どのように予測されているのかというのをお聞きしたいと思っております。

さらに言えば、これらを踏まえて、その次の実態調査に向けては、サービス付き高齢者向け住宅あるいは有料老人における訪問介護や通所介護等については、個々に住宅を訪問する訪問介護等とは別枠を設けた調査というのをしていく必要があるのではないかと考えております。ぜひ、これは考えていただきたいので、要望として申し述べておきます。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

調査をやる前から予測と言われてもという感じはいたしますけれども、御回答のほうをお願いいたします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

なかなか定量的にお答えすることが非常に難しいわけでございますけれども、まさに委員から御指摘いただいたような点を明らかにした上で、報酬改定上の対応をどのように行っていくかといった議論を分科会の中でも行ってまいりたいと思っておりますので、まず、実態をしっかりと把握させていただきたいと考えてございます。

○田辺分科会長 石田委員、よろしゅうございますか。

○石田委員 どうぞよろしくをお願いいたします。

○田辺分科会長 それでは、中島委員、よろしくをお願いいたします。

○中島委員 全国町村会、茨城県美浦村の中島でございます。

本調査の実施に当たっては、中山間・人口減少地域に所在する小規模事業所の意見を正確に吸い上げることが重要であり、そのためには、毎回50%に満たない有効回答率を向上させる必要があると思います。

人材が不足している事業所や、経営が厳しい事業所ほど、日々の業務に余裕がなく、回答が難しくなっていることが想定されますが、そのような事業所の実態ほど、見落としではいけないデータであると考えられますので、このような事業所も回答しやすいよう、負担をかけないような工夫をお願いいたします。

特に、必要なサービス提供体制の維持・確保が難しくなっている訪問系サービスの移動時間や移動距離の調査は、地域のサービス提供体制の実情を知る上で意義のあるものであると思いますので、介護報酬改定に向けて、より多くの介護事業所の実情が反映された調査となるよう、よろしくをお願いいたします。

私のほうからは以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、田母神委員、よろしくをお願いいたします。

○田母神委員 ありがとうございます。資料1について意見を申し述べます。

令和7年度介護事業経営概況調査の結果では、令和6年度決算について、全サービス平均で37.5%が赤字であるなど、物価高騰の影響が続く中、大変厳しい経営状況が続いております。

加えて、介護領域の職員、幅広い職員の賃金の改善が、他産業と比べて低調な状況が続いていることから、今後の人材確保に向けて大きな課題が残されております。

施設事業所の安定的な運営と処遇改善、そして、ICTの活用など、今後の課題への対応に向けて、本調査で得られましたデータを改定の基礎資料として、さらには、施設事業所の休廃止の状況、職員の離職の状況、看護職員については、医療機関との処遇の比較といった関連する調査も併せて検討を進めていく必要があると考えております。

調査票の具体的な内容でございますが、訪問系サービスにおいて、移動手段と平均的な移動時間に関する質問項目がございますが、平均的な移動時間と併せて、最も時間を要する移動時間を聞いたほうが地域性を把握でき、経営状況への影響などの課題把握につながるのではないかと考えております。

それから、看多機など、今後需要の伸びが期待されているサービスについては、開設や運営上の課題を把握するため、開設年からの年数別の経営状況など、経営に影響する項目との分析を併せて行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、小泉委員、よろしく願いいたします。

○小泉委員 ありがとうございます。

全国老人福祉施設協議会の小泉でございます。令和8年度経営実態調査の実施案に対して意見を申し上げます。

この調査は、単なる統計ではなく、次期介護報酬改定の羅針盤となる極めて重要な資料と考えています。

現在、介護の現場は、物価高騰と人件費の著しい上昇という、言わば二重苦の真ただ中にあります。経営の持続可能性が限界に達しつつある今、現場の悲鳴を数字として正しく政策に反映させるため、以下の5点について、絞って意見を申し上げます。

まず、食事費用の精緻化についてでありますけれども、基準費用額の適正化には、単なる食事提供回数だけではなく、何にいくらかかっているのかというコスト構造の可視化が不可欠と考えます。

委託費の中に隠れている人件費や、運用を圧迫するエネルギーコスト、これらを決算データから可能な限り切り出し、食費提供の真のコストを分析できるよう、一步踏み込んだ対応をお願いしたいと思います。

そして、訪問介護の効率性の可視化についてでありますけれども、訪問介護における訪問先の属性の区分、これについては、現場の声を反映いただき、感謝を申し上げます。広大な地域を1台の車で回る事業所と、同一建物内を回る事業所、この移動コストの差を無

視した一律の効率性議論は、地域のインフラを壊しかねません。実態に即した精緻な把握こそが、公平な評価の出発点であると考えます。現場の実情について、正確な把握ができる一助となると考えております。

そして、補助金の透明化についてでありますけれども、補助金の項目設定も高く評価いたします。昨今の経営は、一時的な補助金によって見かけ上の利益率が底上げされているにすぎません。これらを明確に切り分けることで、介護報酬本来の収支不足という真の課題を浮き彫りにする、それこそが健全な改定の議論の前提ではないかと考えております。

そして、回答率の向上、そして、負担軽減についてでありますけれども、回答率の向上には、回答できない理由の特定が必要かと思われまます。特に職種別の給与按分など、膨大な時間を要する項目が、現場の意欲をそいでいます。現場の1時間を1分でもケアに回せるように、ICTを活用したデータ連携や、自動転記の仕組みなど、今回の調査実施に当たっても、可能な限りの負担軽減を強く要望いたします。

最後に、現場は決して調査に非協力的なものではございません。私たちの努力が正当に評価されることを信じられるからこそ、多忙な合間を縫って回答いたします。現場が、誇りと期待を持って協力でき、納得感のある調査設計を強く求めまして、私の意見とさせていただきます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、清家委員、よろしく願いいたします。

○清家委員 ありがとうございます。

調査内容に異論はございませんけれども、事業所の経営実態を的確かつ早めに把握するにはどういった取組が必要なのか、この点についてコメントしたいと思います。

介護事業所の経営実態について、エビデンスをしっかりと確保するとともに、丁寧に報酬改定の議論を、時間をかけて見ていく上で、早めにデータを示していくことも必要なのではないかと思います。

前者につきましては、資料1の2ページから3ページにかけて、回答率の向上に取り組んでいただくということでございますので、期待しております。

これに加えまして、早めにデータを示していくということでございますと、例えば、昨年1月から運用されております、介護サービス事業者経営情報データベースシステムのデータを活用いただくということも検討に値するのではないかと思います。

昨年の診療報酬改定の議論におきまして、MCDBのデータを活用して、改定議論の序盤から医療機関の経営状態を踏まえた検討ができ、有意義だったと受け止めております。

こうした取組も参考に、介護サービス事業者経営情報データベースにおきましても、収益や費用の内訳などの項目に関する報告を義務化いただいて、改定議論に活用していただくということもいかがかと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、及川委員、よろしく願いいたし。

○及川委員 ありがとうございます。日本介護福祉士会の及川でございます。意見と少し質問をさせていただきたいと思います。

まず、実態調査の実施についてでございますが、令和8年度の実態調査における抽出率について、訪問介護事業所の抽出率の変更については、より広く調査いただけることは有意義であると考えます。

一方で、前回の概況調査では、全体を正しく反映しているとは言いづらい結果が示されていたと理解しています。

今回は、全体像を正しく反映した結果が得られるよう、例えば、小規模な事業者であっても、ほかの規模の事業所と同様の回答率となるような工夫を、ぜひともお願いしたいと思います。

とはいえ、この指摘は、想定のうちだと思われませんが、厚労省として、現時点で想定している工夫がありましたら教えていただけないかと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

この点、いかがでございましょうか。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

まず、居宅系のサービスの抽出率についてでございますけれども、概況調査と実調を比べますと、もともと実調のほうの抽出率が高いということでございますので、今年度実施をしました概況調査よりも、実調のほうの抽出率が上がっているということでございます。

その上で、先ほども御説明させていただきましたとおり、訪問介護につきましては、従来の実調の実施の抽出率よりも、さらに抽出率を上げて調査をすることを検討しておりますので、そういった形で、より正確に現場の実態が把握できるように調査を進めてまいりたいと考えてございます。

○田辺分科会長 及川委員、よろしゅうございますか。

○及川委員 ありがとうございます。

本当に、調査票の記載の方法とか、より詳しく説明いただくという工夫も併せてお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○田辺分科会長 それでは、東委員、よろしく願いいたします。

○東委員 ありがとうございます。全老健の東でございます。

令和8年度介護事業経営実態調査は、非常に重要な調査だと考えております。資料1の令和8年度実態調査の実施についての2ページに、今回、調査の基本方針の3つ目の○の「介護テクノロジーの導入状況等に関する項目」のところに、新たに令和7年度の概況調査から、介護テクノロジーの導入状況や保守・点検等のランニングコストを把握する項目を追加していただいているわけでございます。これは大変重要な項目と考えます。

このテクノロジーの導入につきましては、まず、その導入に非常に高額な費用がかかります。これは、基金等でサポートしていただいているわけですが、さらに、このテクノロジーにつきましては、導入後もAIを含むテクノロジーを活用するための月々のランニングコスト、これが結構な費用がかかっている実態がございます。

その上で今回の調査票を見ますと、資料1-2、私どもの老健施設の調査票の3ページを見ますと、問1(6)-1には、月ごとに細かく聞いていただいておりますので、これはよいと思いますが、右側の問1(6)-2の赤字の質問の部分に「機器の保守・点検等にかかった費用」とございます。この表現ですと、毎月かかるランニングコストを回答するようには見え、年に一度の保守・点検費用を回答するようになってしまいます。ここは、設問の記載ぶりを、ぜひ、保守・点検ではなく、ランニングコストに修正をしていただきたいと考えます。正確に現状を把握する上でも、修正をお願いいたします。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、江澤委員、よろしく願いいたします。

○江澤委員 今回、訪問回数、利用回数の調査において、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに居住する場合を把握する提案となっています。

訪問サービスの移動コストを見合ったものとするのは妥当でありますし、通所サービスには、集合住宅用の送迎費も位置づけられているところであります。

一方で、訪問や通所のサービスの質が重要であり、居住場所にかかわらず、サービスの質の向上に資する調査というのが必要だと思っています。

前回の改定でも、居宅介護支援においては、訪問系サービスではないにもかかわらず、同一建物減算が設定されたところです。

これまでも長きにわたり、集合住宅など、居住場所による減算ばかりが議論されてきており、肝心のサービスの質の議論が置き去りとなっていると思います。今後、抜本的な見直しが必要ではないかと考えております。

また、同じサービスの負担額が居住場所によって異なるということも、利用者にとっては問題ではないかと思っています。ぜひ、サービスの質の向上や、不適切な過剰なサービス提供の是正に資するような調査となることを要望したいと思います。

もう一点は、補助金の調査を集計することになっておりますけれども、黒字の課税法人の場合には、当然補助金にも法人税がかかりますので、そういった認識も共有できるような配慮も必要ではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、奥塚委員、よろしく願いいたします。

○奥塚委員 とても重要な調査でありますので、しっかりやっていただきたいというのが一番ですけれども、少し感想的なことになるかもしれませんが、有効回答率が5割を切っ

ているということではありますが、この数字を非常に低調と見るのか、このような同種の調査の中では、かなりしっかり答えているように見るのか、我々は、いつもいろいろなアンケートをするときにも同じ悩みを持つわけですけれども、そういう統計手法の問題としても、当然されているかもしれませんが、少し考えておいたほうがいいのかということを一般的に思います。必ずしも、これをもって反映されていないということも断定できないとも思いますし、より正確にするためには、もっと内容をしっかり見なくてはいけないのではないかといった両方の視点を今後とも持ち続けることが大切だと思っております。

どうしてこの率かということでは、過去の調査では、業務が多忙で調査に回答する時間が取れないといったことが、主な理由だとお聞きをいたしております。

今後とも、非常に難しいのですけれども、正確であり、かつ、でもしっかり答えるには、時間がなかなかないということの要請も考えて、調査の簡素化というか、そういう両面から御検討をお願いしたいと思います。

もう一点は、我々大分県中津市は、地方の一都市でありますので、この調査が、いわゆる人口の高齢化についても、いろいろな面でも地域差というものがあると思います。

そういった意味で、その場所場所の人口の年齢構成だとか、そういう地域差のことも考慮した調査を、これからの将来的なことも含めて考えていくことが大切だろうなと思っ

ているわけでございます。すみません、あまり直の反映とは関係ございませんけれども、少し感想的にそのようなことを述べさせていただきました。ありがとうございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでございますでしょうか。

では、平山委員。

○平山委員 連合の平山です。

私からは、調査の基本方針について、まず、発言をさせていただきます。

今回、訪問系及び通所系サービスについて、移動時間に関する調査項目が追加されたことは非常に重要だと考えております。

現在の送迎に関する回答の選択肢では、30分単位で最大2時間以上となっておりますけれども、調査票上に一定の余白もあることから、実態をよりの確に把握するために、2時間以上、2時間30分未満や、2時間30分以上など、選択肢を追加することを検討してはどうかと考えております。

また、この回答は、平均的な時間を回答していただくものになっておりますので、最も多くかかった時間についても確認するような設問を検討いただければと思っております。

また、補助金収入に関する項目も追加されておりますけれども、回答に当たっては、どの補助金が対象になるのか、分かりづらいといった事業所もあるかもしれませんので、調査票送付時には、参考資料の添付や関連するウェブサイトの案内などもしていただくことで、回答者が迷わず記入できるよう、丁寧な対応をお願いしたいと考えています。

委員の皆さんも発言されておりましたが、回収率と有効回答率の向上の確保についてです。

今回の介護事業経営実態調査の有効回答率は、これまで、おおむね50%弱で推移しており、調査の精度向上の観点からは、回収率と有効回答率を引き上げていく必要があると考えます。

調査期間中に未回答の施設、事業所への回答を促す案内を行うことや、締切り後に回答いただけなかった未回答事業所に対して、回答していただけなかった理由をサンプリング調査で構わないと思いますが、電話等によりヒアリングをして、次回以降、回答していただけるようにつなげる取組をしていただきたいと思います。

この調査が、介護現場の実態を的確に反映したものとなるように、調査手法や設問の工夫について、引き続き対応をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

では、濱田委員、よろしくお願いします。

○濱田委員 ありがとうございます。

本調査は、提出方法等、様々工夫をいただきまして、誠にありがとうございます。

調査の提出時期につきまして、毎回のことで恐縮でございますが、年度単位で決算行う事業所の場合では、6月末頃になりませんと、決算が確定していない場合も多いかと思われます。

このため、あまり遅くても集計時期に影響する可能性もございますけれども、有効回答率を上げるため、受付締切り等につきましても、両者をバランスよく対応いただければ幸いです。

また、居宅介護支援や訪問系サービスは、事業所規模も小さい場合が多く、介護テクノロジーや、移動用具を含め、車両費や設備費と他のサービス会計と共用されている例もあると思われます。このため、これらの費用につきまして、適切に計上いただくよう、助言等をいただければ幸いです。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

では、田中委員、よろしくお願いします。

○田中委員 ありがとうございます。慢性期医療協会の田中でございます。

この調査により、仮に黒字であっても、もうかっているから報酬を下げるというミスリードがないことを切に願います。

現場は、大規模事業所で赤字がないとしても、大変厳しい運営の中でスタッフに、他産業に負けないような給与を払うべく様々工夫をして、爪に火をともしような努力で切り回しているのが実態です。

また、訪問・通所系の有料ホーム等へのサービス提供については、個別在宅との差を見

える化できてよいと思う一方で、同一事業所以外の複数の有料ホーム等をきちんと回っている通所訪問事業所もあり、抱え込みではないという状況もあるが、移動については、そういった事業と同一事業所内移動のようなサービスと違うと思いますが、そこをどう見るかというのは、検討が必要だと思います。

また、江澤委員も御指摘のように、もう少し質を含めた吟味調査を老人健康増進事業等で追加をしてほしいと思います。これは要望です。

一部の事業所に課題があるとしても、過疎地ではマンパワーの問題もあり、各個人宅を回れない地域もあるため、集合的な住まいを必要としている方々がいて、これらが必ずしも悪いばかりではないことを精緻な説明を併せて行う必要があると思われま

す。以上、要望と意見でございます。ありがとうございました。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

では、松田委員、よろしく願いいたします。

○松田委員 松田でございます。

アンケートそのものでできるかどうか分からないのですが、先ほど来、小規模事業所の経営の話とかが出ておりますけれども、例えば、共同事務をやった場合に、どのくらい改善するのかとか、あるいは望ましい形での機能転換を行った場合に、どのように経営が改善するのかということを、調査票による調査と併せて、幾つかの事例の収集等もやっていただくといいのではないかなと思います。

恐らく、この実態調査だけでは、なかなか次のステップにいけないと思いますので、そういう共同事務とか、機能の転換の効果についても分かるような事例の調査もやっていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでございましょう。

一通り御意見を承ったと思いますけれども、幾つかの点において修正等の要望がございましたので、本日いただきました御意見等を踏まえまして、具体的な修正の中身に関しましては、分科会長の私のほうに一任していただくこととして、よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田辺分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように対応させていただきます。

次に、議題の2の「科学的介護情報システム(LIFE)について(報告)」でございますけれども、御報告のほうをお願いしたいと思います。

本日は、秋下参考人より御報告をいただきます。

それでは、秋下参考人、御報告のほうをよろしく願いいたします。

○秋下参考人 それでは、ウェブのほうから失礼いたします。

「科学的介護情報システム(LIFE)のあり方」検討会の座長として、とりまとめの概要

について御説明をさせていただきます。

今日いただいている資料2に基づいて、お話をさせていただきます。

まず、1ページ目なのですが、検討会の趣旨・目的について説明いたします。

まず、令和3年度にLIFEの運用を開始し、令和6年度介護報酬改定において、データ提出頻度、フィードバック、アウトカム評価等の見直しを行いました。

昨年4月時点では、施設サービスの約7割、通所・居宅サービスの約5割でLIFE関連加算が算定されていました。

LIFEの利用が一定程度進んでいる現状の中で浮かび上がった課題等を踏まえまして、本検討会では、今後のLIFEの見直しに向けた検討を行いました。

構成員等は、資料のとおりでございます。

2ページ目に行ってください。

とりまとめについて検討会での議題に沿って説明をいたします。

まず、1点目です。LIFEの目的についてでございますが、3つの経路を通じて、最終的に利用者に対するケアの質を改善することであると整理いたしました。

1つ目の経路としまして、利用者フィードバックを活用し、利用者への介護の質向上につながる経路。

2つ目の経路として、事業者フィードバックを活用して、事業所の介護の質、利用者の介護の質向上につながる経路。

そして、3つ目の経路として、研究等により提出されたデータを分析し、LIFEの見直しや、事業所、利用者の介護の質向上につながる経路。

以上でございます。

次の議題として、フィードバックについてでございます。

1ポツ目なのですが、利用者フィードバックについては、個々の利用者のケアを改善するに当たって、有用なものとなるよう取り組んでいくべきである。

また、LIFEにより標準化されたデータを介護現場で活用することも含めて、利用者のケア改善となるよう、LIFEデータの活用を考えていくべきである。

2ポツ目でございますが、事業者フィードバックについては、事業者単位のケアを改善するに当たって有用なものとなるよう取り組んでいくべきである。具体的には、重点的な分野について、取組の参考となる具体的な指針を示す等、現場での活用を支援するべき。

続きまして、3点目の議題としまして、LIFE関連加算の加算構造についてでございます。

LIFE関連加算の加算構造として、現在の科学的介護推進体制加算を分野横断的に基礎的な情報を収集する1階層目の加算、科学的介護推進体制加算以外のLIFE関連加算を、科学的介護推進体制加算を算定した上で算定する2階層目の加算と整理するべきととりまとめました。

4点目の議題でございますが、LIFE関連加算の見直しの観点について、次の観点から整理を行っていくべきと整理しました。

1つ目が、フィードバックや研究に活用する観点からの有用性、2つ目がアセスメントや入力する上での負担ということでございます。

最後に、LIFEの対象範囲ということでございますが、訪問系サービス、通所系サービスについては、1人の利用者に複数事業者が介入することや、小規模事業者が多いこと等を踏まえて、令和9年度介護報酬改定に向けたLIFE関連加算の新たな導入は、慎重に検討すべきととりまとめました。

また、LIFEの対象であるが、算定を行っていない施設・事業者に対する対応についても検討するべきととりまとめました。

次の最後のページでございます。

こちらには、今後のLIFEの見直しスケジュールを記載してございます。

以上になります。

○田辺分科会長 秋下参考人、御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のございました事項について、御意見、それから、御質問等ございましたら、御発言のほうをお願いいたします。

では、志田委員、よろしく申し上げます。

○志田委員 ありがとうございます。認知症の人と家族の会の志田でございます。

1つだけ要望を言わせてください。科学的介護情報システムでは、利用者のデータを集計して、事業所に提供することを利用者フィードバックと呼ぶそうです。しかし、認知症の人と家族の会のメンバーなど、利用者側にとって、個々の利用者のケアを改善するに当たって有用なものなどと言われましても、LIFEの加算は、なかなか理解できないものです。ぜひ、介護保険制度を利用する本人、そして、介護する家族がしっかり理解できるように、ホームページなどで分かりやすい利用者向けの説明を掲載していただくことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、新田参考人、よろしく申し上げます。

○新田参考人 ありがとうございます。

議題2の資料2について、1点意見を申し上げます。

LIFEのあり方検討会での議論につきましては、加算間で重複している項目を整理し、事業者の入力負担の軽減を図るなど、LIFEの普及活用を進める上で有意義な内容であると考えております。

また、今後、介護情報基盤において、LIFEのデータが関係者間で共有、活用できるようになれば、自立支援や重度化防止といった介護の質の向上が図られるとともに、科学的介護が推進されることによって、介護現場の負担軽減にもつながるものと考えております。

そのためには、引き続き、多くの事業所でLIFEの導入が図られるよう、現場の意見を丁寧に向いながら、活用促進に向けた必要な見直しや支援を行っていただくとともに、各事

業所において、フィードバックが効果的に活用されているかどうかをしっかりと確認していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、及川委員、よろしく申し上げます。

○及川委員 ありがとうございます。日本介護福祉士会の及川でございます。1点、御意見を申し上げます。

検討会の議論の整理において、まず、6番目の対象サービスの範囲等の中で、在宅サービスの導入について、時期尚早であるとか、そういう見解や、在宅サービスの入力負担が示されておりますけれども、在宅サービスにおいて、1人の利用者に対してチームを組んでサービスを提供している在宅サービスだからこそ、データでの客観的な資料が必要であるとも考えられます。検討会の意見に異論を唱えるものではございませんが、早期の導入に向けた準備をぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、石田委員、よろしく。

○石田委員 ありがとうございます。

この科学的介護情報システムということについて、科学的手法で分析を進めていくということと、介護事業所の質の高いケアの提供を確保することが目的となっておりますけれども、最終的には、利用者に向けて提供されるケアの質的向上が目的であると理解しております。LIFEの目的というところにも、最終的に利用者へのケアの質を改善するということがまとめられておりますので、これは非常に重要なことであると思っております。

LIFEのフィードバックのところでも、利用者へのケアがどのくらい改善されているのかこの点を検証していくことが非常に重要ではないかと思っております。

LIFEの関連加算について、実際には、各それぞれの利用者の状況におけるデータを数値化して、それを提供すること。また、それらのデータを見てどのような具体的なケアをするかを考えること、こうした内容が現在の加算の対象になっているかと思っております。しかし、最終的には、ケアの質の向上として何が、どのように到達されたか、どのような結果がもたらされたのかというところまでが無ければ、本当の意味での「ケアの質の向上」という目的は到達されていないと考えております。

利用者主体という視点で見れば、その人の状況がどのくらい改善されたのか、少なくともこれまでと同様な状態が維持できているのかというような結果が見たいわけです。

今回、ここにLIFE関連加算の1階層目と2階層目という提案があったのですが、これは質問なのですが、最終的に成果といいますか、効果検証といったところまで見て加算対象となるのか、それとも、どの辺のところまでを目標としているのか、もう少し具体的に教えていただければと思っております。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

1点御質問がございましたので、よろしく申し上げます。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

御質問の点でございますけれども、参考資料の2-2として準備をさせていただいております、LIFEの関連の資料でございますけれども、6ページ目を御覧いただきますと、現在、LIFE関連加算ということで大変たくさんの種類の加算がございます。これらの加算について、いろいろなデータの提出をいただくわけでございますけれども、加算間で重複して同じようなデータを集めているといったこともございまして、その観点で、27ページ目に、これは検討会の資料でございますけれども、基本的な項目については、1階層目ということで科学的介護推進体制加算ということとした上で、2階層目でそれぞれの分野についての評価を行ってはどうかということでございます。

御質問との関連でございますけれども、達成したところまで見て評価をしている加算もあれば、やっただけでいることのプロセスを評価した上で加算をしているということもございまして、全体的には、その質の評価を行っていく上での体系というものを整理していきたいということでございます。

アウトカムのところについては、それぞれの加算の中で算定要件としてどのように求めていくかということについては、改定に向けて再度の御検討をいただければと考えてございます。

○田辺分科会長 石田委員、よろしゅうございますでしょうか。

○石田委員 ありがとうございます。

できる限り利用者がセンターに置かれる形での評価が行われるように望んでおりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○田辺分科会長 では、小泉委員、よろしく申し上げます。

○小泉委員 ありがとうございます。

LIFE関連加算の階層構造化について、現場の視点から意見を申し上げます。

現在の科学的介護推進体制加算を基礎的な情報を収集する1階層目と位置づけるということではありますが、他の加算をその上に積み上げるという整理案については、一定の理解をいたしますが、データによると算定事業所の9割が、既にこの体制加算を併算しているという事実も周知しております。

しかし、ここで立ち止まって考えるべきことは、あえて単発で加算を算定している事業所の実情です。例えば、全国老人福祉施設協議会が、令和7年の4月に加算の算定状況を調べております。その中では、栄養ケアマネジメント強化加算を算定しているが、科学的介護推進体制加算を算定していない事業所が9.3%ありました。個別機能訓練加算におきましては5.0%、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）については6.1%、褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）につきましては6.0%、口腔衛生管理加算につきましては4.9%となっております、少数

ではありますが、施設の重点課題に合わせて、または専門職に任せて単発で算定しているケースがあります。

このような事業所に対して、1階層目の算定を必須とすることが、新たな算定の壁あるいは既存の取組の撤退を招くことになるのではないかと、若干の不安を感じざるを得ません。科学的介護推進体制加算を算定していない事業所の理由や、単発の算定の背景について調査が必要ではないかと考えます。

あわせて、フィードバックの在り方につきましても一言申し上げますが、取りまとめ案に活用を支援すべきとあるとおり、提供をされるデータが現場のケアプラン改善にどのように具体的に結びついているのか、その実践的な活用度を重視すべきと考えます。

令和7年度の改定検証調査等を通じ、現場が感じるアセスメントの負担感とフィードバックの有用性のバランスをしっかりと把握していただき、現場がこの入力をするからこそ、ケアがよくなるという確信を持てるような、そういった方向性を打ち出していきたいと考えます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、江澤委員、よろしく申し上げます。

○江澤委員 ありがとうございます。

本検討会でも申し上げたことですが、訪問系や居宅介護支援のサービスにおいては、利用者に複数のサービスが介入していますので、データを提出し、フィードバックを受けてケアの質の向上に向けてPDCAサイクルを回す、このLIFEの仕組みを評価する加算の設定というものには慎重にすべきと考えております。

一方で、これらのサービスにおいても、まずはデータを提出すること、例えばデータ提出加算といった仕組みの導入については、検討の余地もあるのではないかと考えております。

もう一点は、これまでのアンケート調査では、現在もLIFEに取り組んでおらず、今後もLIFEに取り組む予定ない事業所が一定割合で存在しています。今後LIFEをオールジャパンデータとしていくのかどうか、いろいろこの点については、検討を要する重要な課題と認識をしております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

では、濱田委員、よろしく申し上げます。

○濱田委員 ありがとうございます。

取りまとめいただきまして、ありがとうございます。

2ページに記載がございまして、介護サービス全般につきましても、生産性向上が進められていることも御考慮いただきまして、対象範囲の拡大につきましても、現在の対象施設

等の算定が何らかの割合で一定程度進んだ段階、あるいは入力事務負担が相当程度抑えられた仕組みへバージョンアップしたような段階等のタイミングで御検討いただくとよいのではないかと考えます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

では、田中委員、よろしくをお願いします。

○田中委員 日本慢性期医療協会の田中です。ありがとうございます。

うまく御説明できるか分からないのですが、意見を申し上げたいと思います。

LIFEについて現場からの評判はいろいろ聞きますけれども、国を挙げて始めたことなので、しっかりと活用できるように進めていけたらいいと考えています。

すぐ可能なことではないと思いますが、利用者フィードバックの理想は、利用者御本人が把握するべく、利用者にきちんと寄与されるべきものと考えます。例えば、どのサービスを利用したときに状態がよくなったかなど、データが本人について回り、本人の生活に役立つものであれば、もっと利用者サイドの理解も進むと考えます。

そうすると、事業所ごとに提出するものではなく、時間の流れとともに本人について、御本人ごとの調査ができるような方針にも変更していく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、一通り御意見のほうを賜りましたので、ありがとうございました。

では、本日の審議は、ここまでにしたいと存じます。

最後に、次回の分科会の日程等につきまして、事務局のほうより、御説明のほうをお願いいたします。

○村中企画官 次回の日程は、事務局から追って御連絡をさせていただきます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれで閉会いたします。

お忙しいところ御参集賜りまして、ありがとうございました。

それでは、散会いたします。